扶養手当の認定

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 扶養親族区分 | | | 添付書類等 | | |
| 続柄の証明 | 所得等の証明 | その他 |
| 配偶者(事実婚含む) | | | ・配偶者の戸籍抄本 | 所得証明  （退職した場合，退職証明） | 事実婚の場合には，世帯全員の住民票を添付 |
| 60歳以上の父母，祖父母 | | | ・戸籍謄本又は抄本  (職員との続柄が確認できるもの) | 所得証明  (退職した場合，退職証明)，年金支払通知書，年金改定通知書 | 夫婦相互の所得証明を添付 |
| 22歳年度末までの子，孫，弟妹 | 中学生まで | | － |  |
| 高校生 | 昼間 | 在学証明書（当該年度の生徒手帳の写しでも可），所得証明（アルバイト等の収入がある場合） |
| 夜間 |
| 大学・各種学校等 | | 在学証明書，所得証明 |
| アルバイト等就労 | | 所得証明  (退職した場合，退職証明) |
| 重度心身障害者 | | | ・重度心身障害者の  戸籍抄本 | 所得証明  (退職した場合，退職証明)，  年金支払通知書，年金改定通知書 | 医師の診断書 |

・所得証明（市町村発行）・・・給与所得等所得額及びその種類を確認する。

非課税の通勤手当を含めた総収入額については，雇用契約書や給与明細書により確認する。

なお，新たに就職する場合などは，会社等の「所得に関する証明」を徴し，向こう１年間の所得額を確認する。

・退職証明・・・退職した場合に退職辞令，退職証明書又は離職票で確認する。

・年金・・・市町村発行の所得証明には非課税年金（遺族基礎年金，恩給，個人年金など）が記載されていないので，受給の有無を確認する。

・重度心身障害者に係る認定後の確認行為時には，必ずしも医師の診断書は必要ではなく，書面による当該障害者の現状報告及び障害者手帳の写しをもって確認しても差し支えない。

ただし，障害者手帳を更新した直後の確認行為時には，医師の診断書を提出させること。

別居の場合

・住民票（マイナンバーの記載がないもの）・・・別居状況を確認する。

・仕送り状況の証明・・・振込み通帳の写し、現金書留の控えなど客観的に判断できるもの

・職員以外の親族からの仕送りについて確認する。

被扶養者を他の者と共同して扶養する場合

・所得証明書，源泉徴収票，確定申告書の写し等・・・職員が主たる扶養者であることを確認する。